平成２６年（再ロ）第１号

青森県つがる市柏広須藤枝61番地２

再生債務者　原田真輝子

1　決定年月日時　平成26年２月６日午前11時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年２月27日まで

4　一般異議申述期間　平成26年３月６日から平成26年３月20日まで

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２６年（再ロ）第１０００４号

東京都足立区綾瀬２―15―21　第一パレス105

再生債務者　安藤　　弘

1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年３月４日まで

4　一般異議申述期間　平成26年３月18日から平成26年４月８日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第２号

広島県東広島市西条町上三永547番地

再生債務者　山内　雄一

1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年３月５日まで

4　一般異議申述期間　平成26年３月12日から平成26年３月26日まで

広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（再ロ）第１号

群馬県邑楽郡大泉町富士１丁目９番16号

再生債務者　デリイビブレこと　高田　隆司

1　決定年月日時　平成26年２月６日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年３月６日まで

4　一般異議申述期間　平成26年３月20日から平成26年４月10日まで

前橋地方裁判所太田支部民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第２号

福岡県大牟田市本町３丁目７番地４

再生債務者　森　　信之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年１月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年２月５日

福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（再ロ）第４３号

大阪市東淀川区豊里１丁目６番３号パルクサザンクロス103号

再生債務者　野田　龍二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年２月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年２月４日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再ロ）第３号

金沢市高柳町13の１番地44

再生債務者　髙畠　　力

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年２月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年２月６日　　金沢地方裁判所

平成２５年（再ロ）第５号

岡山県真庭市五名1987番地

再生債務者　永田三惠子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年２月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年２月６日

岡山地方裁判所第３民事部

会社の会社等

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年四月一日であり、甲、乙、丙及び丁の株主総会の承認決議は平成二十六年三月四日に予定しております。

前橋市大字下広谷四〇四番地一
（甲）むさし野紙業株式会社
代表取締役　小見　裕之

東京都江東区新木場二丁目四番三号
（乙）株式会社コスモリサイクルセンター
代表取締役　小森　　修一

東京都台東区日本堤一丁目五番一号
（丙）角光化成株式会社
代表取締役　角田　雅俊

千葉県野田市山崎一九〇五番地
（丁）三晃食品株式会社
代表取締役　角田　雅俊

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年十二月二十七日
掲載頁　八十三頁（号外第二八五号）

（乙）（丙）（丁）ともに
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年十二月二十七日
掲載頁　八十四頁（号外第二八五号）

平成二十六年二月十七日

山形県鶴岡市錦町二番六〇号
（甲）庄内交通株式会社
代表取締役　安藤　俊雄

山形県鶴岡市錦町四番三五号
（乙）庄内交通観光バス株式会社
代表取締役　石垣　直

山形県鶴岡市湯温海字嶽の腰四七番地一
（丙）あつみ交通株式会社
代表取締役　石垣　直

山形県鶴岡市下名川字村下九六番地
（丁）あさひ交通株式会社
代表取締役　石垣　直

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年一月十五日
掲載頁　四十九頁（号外第七号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年八月二十三日
掲載頁　三十八頁（号外第一八五号）

平成二十六年二月十七日

埼玉県さいたま市北区大成町四〇四番地一
（甲）むさし野紙業株式会社
代表取締役　小見　裕之

東京都江東区新木場二丁目四番三号
（乙）株式会社コスモリサイクルセンター
代表取締役　小森　　修一

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年十二月二十七日
掲載頁　八十三頁（号外第二八四号）

（乙）（丙）（丁）ともに
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年十二月二十七日
掲載頁　八十四頁（号外第二八五号）

平成二十六年二月十七日

山形県鶴岡市錦町二番六〇号
（甲）庄内交通株式会社
代表取締役　安藤　俊雄

山形県鶴岡市錦町四番三五号
（乙）庄内交通観光バス株式会社
代表取締役　石垣　直

山形県鶴岡市湯温海字嶽の腰四七番地一
（丙）あつみ交通株式会社
代表取締役　石垣　直

山形県鶴岡市下名川字村下九六番地
（丁）あさひ交通株式会社
代表取締役　石垣　直

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年四月一日です。